平成２５年（フ）第５４０号
大阪府富田林市加太１丁目12番３号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目815番地の１
破産者　東　　繁幸
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番９号ル・ペールタカミ402号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目18番10―104号
破産者　西上　末夫
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０５号
神戸市兵庫区本町２丁目３番28号　大生マンションＢ202、従前の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1277番地８
破産者　米原　愛子（旧姓宇田川）
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
奈良県生駒市門前町19番60号、開始決定時の住所奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目16番20号
破産者　牧　　正成
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
奈良県生駒市東生駒１丁目215番地　ローレルコート東生駒１丁目113
破産者　インターデザイン研究所・エフデザインこと　中平　吉則
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８２３号
大阪府高槻市萩之庄２丁目20番２号、申立時の住所広島県安芸郡府中町桃山１丁目16番30―203号
破産者　吹上　昌毅
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
北九州市小倉南区横代北町２丁目22番14号202
破産者　山本タマ子
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９号
宮崎県延岡市北小路3847番地49　プラウド北小路203、開始決定時の住所宮崎県延岡市野地町２丁目3835番地18
破産者　荒木　正勝
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１５号
茨城県龍ケ崎市平台１丁目12番地９
破産者　湯原　典雄
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
千葉県木更津市太田３丁目３番８号ウェスタリア太田203号室、住民票上の住所千葉県富津市西大和田514番地11
破産者　森田　智孝
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４９号
金沢市泉野出町１丁目１番24号　マナグローブ102号、住民票上の住所金沢市馬替１丁目22番地１
破産者　馬場　一郎
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
山梨県笛吹市境川町小山664番地
破産者　角田　　勉
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
山梨県甲府市大里町5212番地
破産者　古屋　秀樹
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
長野県岡谷市川岸西１丁目２番３号
破産者　林　　靖高
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５１号
静岡県三島市梅名101―５　ランドマーク103、住民票上の住所静岡県沼津市下香貫上ノ原1411番地の16
破産者　田内　澄子
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
静岡県沼津市我入道浜町314番地の１
破産者　後藤佳志子
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
静岡県伊豆の国市四日町459番地ペイサージュＭ・Ｆ　Ａ―103号、前住所静岡県伊豆の国市寺家696番地の５
破産者　呉本　秋植
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
静岡県伊豆の国市四日町459番地ペイサージュＭ・Ｆ　Ａ―103号、前住所静岡県伊豆の国市寺家696番地の５
破産者　呉本　惠子
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係